

が平成9年12月24日に支給された。

(5) 期末手当

- 期末手当の支給割合（平成9年4月1日適用）
期末手当の支給割合等が、次のように改められたこと。
3月期の支給割合 0.55月（改定前0.5月）

- 職務段階等の加算割合（平成10年4月1日適用）
期末・勤勉手当に係る5%の加算割合を受ける経験年数の一部が、次のように改められたこと。

- ・教育職給料表(2)・高等学校教育職給料表適用者（職務の級1級の職員）

- 大卒 14年以上29年未満
(改定前16年以上29年未満)
- 短大卒 16年以上31年未満
(改定前18年以上31年未満)
- 高卒 18年以上33年未満
(改定前20年以上33年未満)

- ・技能労務職給料表適用者

- 高卒 18年以上33年未満
(改定前20年以上33年未満)
- 中卒 21年以上36年未満
(改定前23年以上36年未満)

(6) 特殊勤務手当（平成10年1月1日適用）

手当額等が、次のように改められたこと。

- ・舎監業務職員の手当

指定学校、養畜等の実習を伴う舎監業務

6,800円（改定前6,600円）

ただし、土曜日又はこれに相当する時間における勤務

3,400円（改定前3,300円）

- ・その他の舎監業務

5,200円（改定前5,100円）

ただし、土曜日又はこれに相当する時間における勤務

2,600円（改定前2,550円）

- ・1か月当たりの支給限度額

78,000円（改定前76,500円）

(7) 宿日直手当（平成10年1月1日適用）

勤務1回当たりの手当額が、次のように改められたこと。

- ・宿直・日直勤務

5,200円（改定前5,100円）

- ・5時間未満の勤務

2,600円（改定前2,550円）

3 その他の改定事項等

- 教職員に対する定数内特別昇給実施基準

（平成10年7月1日適用）

基準第2項に定める12月短縮を限度として行う特別昇給の時期のうち、第3号に定める実施時期について次のように改められたこと。

第3号該当 勤務年数25年（改定前27年）

4 適用期日

平成9年4月1日に遡及適用されたものについては、差額

第8節 付属機関等

1 福島県学校教育審議会

（平成9年度設置せず）

根拠法 福島県学校教育審議会条例（昭和41年7月20日条例第42号）最終改正、平成3年3月19日条例第32号

目的 教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 学校教育の振興についての総合計画に関する事項
- 二 学校教育についての基本的な重要施策に関する事項

2 福島県スポーツ振興審議会

根拠法 スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条及びスポーツ振興審議会の委員の定数、任期等に関する条例（昭和37年福島県条例第20号）

目的 教育委員会又は知事の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。